

令和7年6月定例会議員提出議案目録

議第 1号 阿南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議第1号

阿南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

阿南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月20日提出

阿南市議会議長 湯 浅 隆 浩 殿

提出者 議会運営委員長 横 田 守 弘

阿南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

阿南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年阿南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</u> 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> 11～13 [略] (利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
[略]			[略]		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に

		<p>違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>			<p>違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。